

ご相談	<p>〔申請書類事前チェックサービスコーナー〕 場 所：建築振興課（咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階）申請会場内 相談日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 時 間：午前9時30分～午後5時 （午後5時に終了しますので、余裕を持ってご来庁ください。）</p> <p>〔電話相談〕相談専用電話：06-6210-9735 代表電話：06-6941-0351（内線3089・3090） 時 間：午前9時～午後6時</p>
申請場所	<p>場 所：建築振興課（咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階）申請会場 受付日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 時 間：午前9時30分～午後5時 （午後5時に終了しますので、余裕を持ってご来庁ください。）</p>
手数料 納付窓口	<p>場 所：大阪府手数料納付窓口（咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階フェスパ内など） 開設日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 時 間：午前9時15分～午後5時30分 手数料を納付するには申請区分に合わせた大阪府手数料（POS）納付用連絡票が必要です。 下記ページよりダウンロードして持参ください。 http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/tesuryonounyu-henkou/pos-kensetsurenaku.html</p>
諸用紙	<p>〔ホームページ〕 各種様式は、建築振興課のホームページから印刷することができます。</p> <p>〔販売〕 諸用紙売場（咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）2階）でも購入することができます。 ※詳細は、直接お問い合わせください。 営業時間：午前9時30分～午後5時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 電 話：06-4703-8420</p>
ホームページ	<p>https://www.pref.osaka.lg.jp/sumai/machizukuri/kensetsugyouhou/shinseitodokede/index.html</p>

建築振興課付近案内図（大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階）



- 地下鉄中央線「コスモスクエア」駅下車。南東へ徒歩約8分。
- ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅下車。ATCビル直結。
- 阪神高速道路湾岸線 大阪市内・神戸方面からは「天保山出口」を経て大阪港咲洲トンネル、堺方面からは「南港南出口」より、車にて約10分。

建設業許可申請に関する留意点

★標準処理期間について

申請書を受付した日から、許可の通知書を発送するまでの標準処理期間は土日、祝日を含む**30日**としています。

(ただし、年末年始の閉庁日(12月29日～1月3日)、大型連休(※)は標準処理期間に含みません。)

※大型連休の期間はホームページに記載しています。

なお、審査の進捗状況により標準処理期間を超えることがあります。

★許可の通知書について

許可の通知書は、営業所確認のため申請者の営業所(本店)あてに郵送しており、代理人が許可の通知書の受領を委任されている場合でも、代理人に通知書をお渡ししていません。

また、許可の通知書は「**転送不要**」の普通郵便で郵送しますので、届出のあった営業所の住所について転送の手続きを行っている場合、許可の通知書は届きません。

なお、許可の通知書が返戻されたときは、大阪府職員が営業所の確認調査を実施し、その実態が確認できてからの送付となりますので、再送付までに相当期間を要します。

※確認調査により、営業所の実態が確認できない場合は、許可を取り消すことがあります。

※標準処理期間の短縮及び許可の通知書の発送予定日に関する問い合わせには、一切応じません。

★マイナンバーが記された書類の提示・提出について

確定申告書や住民票、個人事業開始届等の書類は**マイナンバーの記載のないもの又はマイナンバーをマスキング等で消して**提示・提出して下さい。

★申請時の本人確認について

大阪府では「なりすましの申請・届出」を防止するため、各受付窓口において申請・届出の提出や通知書等を受領する際、提出者の本人確認をさせていただきます。

各申請書及び各変更届出書の「担当者・申請(届出)代理人」の欄に提出される方の氏名及び連絡先を記載してください。行政書士又は行政書士法人の補助者が提出される場合は、行政書士名と併記してください。

各受付窓口にてその都度、※本人確認書類をご提示ください。代理人の場合は委任状が必要です。

本人確認及び委任状の提出ができない場合、受付・審査は行いません。

※詳しくはP.6-37を参照してください。

～行政書士による代理申請の取扱いについて～

平成13年6月29日に公布された行政書士法の一部を改正する法律(平成十三年法律第七十七号)が施行され、行政書士による代理申請ができるようになっております。しかし、法律で定めのある場合を除き、行政書士でない者が官公署の窓口へ提出する申請書等を、他人の依頼を受け、報酬を得て反復継続して作成することは、行政書士法(昭和二十六年法律第四号)により禁じられていますのでご注意ください。